

瀬戸市訓令第3号

本 庁  
公 所

瀬戸市文書取扱規程（平成13年瀬戸市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>(5) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書事務を処理する情報システムをいう。</u></p> <p>(文書主任)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 文書主任は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>(6) 課における文書管理システムの運用管理に関すること。なお、当該運用管理については、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>(7) &lt;省略&gt;</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(文書主任)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 文書主任は、課長の命を受け、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p>

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。